

令和 8 年度 東京都下水道局会計年度任用職員(人材育成指導業務員)募集要項

募集職名	人材育成指導業務員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
職務内容	各部・所における人材育成・技術継承の総括事務補助、事務系職員の技術継承に関する事務補助等
募集人数	5 名程度
勤務場所	① 職員部 人事課（新宿区西新宿 2－1－8） ② 流域下水道本部 管理部 管理課（立川市高松町 2－26－12） ③ 中部下水道事務所 庶務課（千代田区大手町 2－6－3） ④ 東部第一下水道事務所 砂町水再生センター（江東区新砂 3－9－1） ⑤ 西部第一下水道事務所 庶務課（中野区新井 3－37－4） ⑥ 西部第二下水道事務所 庶務課（北区浮間 4－27－1） ⑦ 南部下水道事務所 庶務課（大田区雪谷大塚町 13－26） ⑧ 第一基幹施設再構築事務所 庶務課（台東区蔵前 2－1－8） ⑨ 第二基幹施設再構築事務所 庶務課（港区港南 1－2－28） ※ 上記のいずれかとなります。
応募資格	以下のすべてに該当する者とします。 (1) 地方公共団体において、下水道事業の人材育成に関する事務に従事した経験を有すること。 (2) 職務を遂行する意欲を有すること。
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ任用期間内の能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u> また、再度任用時に勤務場所が変わることがあります。
勤務日数 勤務時間	月 16 日 原則として、8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩時間は 12 時 00 分から 13 時 00 分まで）とする。
所定労働時間を 超える勤務の有無	有（ただし、業務の必要上やむを得ない場合）
報酬額	月額 208,100 円（改定される場合有り） 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円／月） ※ 原則として月の 1 日から末日までの期間分を当月の 15 日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入 ※ 一定の要件を満たす場合
応募方法	応募方法は、(1) 及び (2) の書類を用意の上、下記申込先のメールアドレスに送信するか、郵送または持参してください。 (1) 「会計年度任用職員申込書」(別添様式) (2) 職歴証明書(在籍していた勤務先の証明を受けた、上記応募要件に該当する業務に従事した期間がわかるもの。様式任意。) なお、書類ごとにメール又は郵送等に分けて送っていただいても構いません。 ※ 上記(2)について、応募期間中に用意できない場合は、面接時に持参してください。 ※ 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。 ※ 東京都下水道局が募集している会計年度任用職員採用選考への併願は可能です。お申し込み後の選考方法については、追って連絡いたします。
応募期間	令和8年1月22日(木)から 令和8年1月30日(金)17時まで [必着]
選考方法	(1) 第一次選考 書類選考 (2) 第二次選考 面接 ※ 面接は、令和8年2月中旬頃に実施します。 (日時等については、書類選考合格者へ別途連絡します。) ※ 合否結果は、令和8年3月上旬～中旬(予定)までに文書にて通知します。 ※ 選考結果等に関するお問合せには応じられません。
問合せ 及び 申込先	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 (東京都庁第二本庁舎27階) 東京都下水道局職員部人事課人事制度担当 伊藤 電話(担当共通) 03-5000-6671 メールアドレス gesuijinji@section.metro.tokyo.jp ※ メールでのお申し込みの際は、件名に「令和8年度東京都下水道局会計年度任用職員の申込み」とお付けください。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。